

発刊にあたって

鳥取県農業改良普及職員協議会会長 竺原 宏人

昭和23年、「農業改良助長法」が制定され、都道府県と国が協同して行う協同農業普及事業が始まりました。この法律は、農業者自らが農業経営や農村生活に関する有益で実用的な知識を取得・交換し、これを有効に応用できるようにするために制定されたものです。以来、我々普及員はこの法律の精神を受け継ぎ、時代の急速な変化に即応しながら、農業者に直接接し、農業者とともに問題を解決する活動を続けてきました。



本年、普及事業は70周年という記念すべき年を迎えましたが、今日に至るまで、関係各位には温かいご理解とご協力を賜りましたことを、ここに改めて感謝申し上げる次第でございます。

歴史を振り返りますと、本会発足当初は、深刻な食糧不足の状況下で、先輩普及員は増産技術を中心に普及活動を展開しました。また、近代的な農村生活の実現を目指し、かまど改善や食生活改善等の活動も開始しました。その後、高度経済成長期に入ると消費者ニーズが一転して大きく変化しました。このため、米、麦中心の経営から園芸や畜産を取り入れた経営への転換を迫られ、普及活動は高度で専門的な技術の普及に重点を置くこととなりました。さらに、経済安定期に入るとグローバル化の進行により輸入農産物が急増し、これに打ち勝つ農業経営が叫ばれるようになりました。

そこで、普及活動では、簿記記帳技術を駆使した経営管理の支援を開始しました。また、この時期には高齢化や後継者不足等も深刻な問題となり、労働力不足や過重労働を軽減するための軽労化の取り組みを強化しました。しかしながら、グローバリズムの荒波をかぶった日本の農業は、年々食糧自給率が低下する中で、輸入農産物の安全性の問題が次々に露呈して、安全な農産物や国産品を求める消費者のニーズが一段と高まり、食の安全・安心の確保も喫緊の課題とされました。

最近では農地中間管理事業の創設、水稻の生産調整制度の廃止や農業収入保険制度の導入など農政の大きな転換期を迎えており、農業を取り巻く情勢もGAP推進、中山間支援、スマート農業の推進など変化が急速に進んでおります。鳥取県では、平成27年に策定した「鳥取県農業活力増進プラン」を平成29年には「鳥取県農業生産1千億プラン」として目標を上方修正しました。

このような情勢の中、我々普及員は農家の所得向上のため、的確に課題を選定し、効率的な活動体制の整備を行いながら、普及活動を行っています。

我々普及員はこの70周年を契機として、未来へ向けて夢のある農業を実現するため、農業者とともに新たな課題を解決し、農業者及び地域に信頼される普及活動を展開していく所存でございます。関係各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。